船舶事故等調査報告書

平成２７年９月１７日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１５長第３９号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成２７年５月８日　０８時３０分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市小川島南東方沖 　小川島港西防波堤灯台から真方位１４３°　７００ｍ付近 　（概位　北緯３３°３５．３０′　東経１２９°５４．２２′）
事故等調査の経過	平成２７年５月１３日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　秀丸、０．３トン 　２９０－２５２８７佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、友人１人を乗せ、小川島南東方沖において、機関を止め、シーアンカーを投入して漂泊し、釣りを始めた。 　船長は、釣り場を移動するため、シーアンカーを揚収していたところ、平成２７年５月８日０８時３０分ごろ、左手に巻き付けていた緊急エンジン停止コードがシーアンカーに引っ掛かり、船外機から緊急エンジン停止スイッチが外れ、同スイッチを復旧できなかったために機関を始動できなくなった。 　本船は、船長が１１８番通報し、来援した巡視艇にえい航されて定係地に戻った。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　西、風速　約２㎧ 海象：波高　約０．５ｍ
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象等の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、小川島南東方沖において漂泊中、緊急エンジン停止スイッチが船外機から外れた際、船長が同スイッチの復旧方法を知らなかったことから、機関を始動できなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、小川島南東方沖において漂泊中、緊急エンジン停止スイッチが船外機から外れた際、船長が同スイッチの復

	旧方法を知らなかったため、機関を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・緊急エンジン停止スイッチは、機関取扱説明書に従って、取扱いに習熟しておくこと。